

令和7年度 第2回 群馬地方労働審議会

令和8年3月13日



群馬労働局

○群馬労働局行政運営方針に基づく労働施策の進捗状況（下半期）

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援

(1) 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

- 群馬県内の企業の賃金引上げの取組事例等を掲載した賃金引上げ特設ページのリーフレットを当局独自に作成し周知を実施
- 特設ページでは、最低賃金引上げや賃金引上げに伴う各種支援策(業務改善助成金・キャリアアップ助成金等の各種助成金の活用や年収の壁・支援強化パッケージ、群馬県の賃上げ支援策「ぐんま賃上げプロジェクト」等)を紹介
- これら支援策について、局HP掲載、労働基準監督署を含め、群馬県最低賃金及び群馬県特定最低賃金の改正に併せて周知・広報を実施するとともに、企業へあらゆる機会を捉え、各種支援策の利活用を促進し、生産性向上、賃上げ原資の確保に向けた働きかけを実施
- 地方版政労使会議において、「賃金引上げ」に向けた取組をテーマに情報共有・意見交換を行った(令和8年1月30日開催)。
- 厚生労働省が委託する「働き方改革推進支援センター」専門家によるコンサルティング等を実施

賃金引き上げに向けた取組み事例の紹介 | 地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索機能 | 賃金引き上げに向けた政府の支援策の紹介

地域・業種・職種別の平均的な賃金検索機能

業種別	職種別	平均的な賃金	業種別	職種別	平均的な賃金
製造業	生産・製造	1,800円	サービス業	接客・販売	1,600円
建設業	建設	2,000円	サービス業	事務・管理	1,700円
運輸業	運転	1,900円	サービス業	接客・販売	1,600円
情報通信業	事務・管理	2,100円	サービス業	接客・販売	1,600円
電気・機械・情報産業	生産・製造	2,200円	サービス業	接客・販売	1,600円
化学・石油・金属・非金属産業	生産・製造	2,300円	サービス業	接客・販売	1,600円
鉄鋼・非鉄金属産業	生産・製造	2,400円	サービス業	接客・販売	1,600円
窯業・土石製品産業	生産・製造	2,500円	サービス業	接客・販売	1,600円
繊維・皮革・服飾産業	生産・製造	2,600円	サービス業	接客・販売	1,600円
食品・飲料・たばこ・油脂産業	生産・製造	2,700円	サービス業	接客・販売	1,600円
医薬品・医療機器産業	生産・製造	2,800円	サービス業	接客・販売	1,600円
化学・石油・金属・非金属産業	生産・製造	2,900円	サービス業	接客・販売	1,600円
鉄鋼・非鉄金属産業	生産・製造	3,000円	サービス業	接客・販売	1,600円
窯業・土石製品産業	生産・製造	3,100円	サービス業	接客・販売	1,600円
繊維・皮革・服飾産業	生産・製造	3,200円	サービス業	接客・販売	1,600円
食品・飲料・たばこ・油脂産業	生産・製造	3,300円	サービス業	接客・販売	1,600円
医薬品・医療機器産業	生産・製造	3,400円	サービス業	接客・販売	1,600円
化学・石油・金属・非金属産業	生産・製造	3,500円	サービス業	接客・販売	1,600円
鉄鋼・非鉄金属産業	生産・製造	3,600円	サービス業	接客・販売	1,600円
窯業・土石製品産業	生産・製造	3,700円	サービス業	接客・販売	1,600円
繊維・皮革・服飾産業	生産・製造	3,800円	サービス業	接客・販売	1,600円
食品・飲料・たばこ・油脂産業	生産・製造	3,900円	サービス業	接客・販売	1,600円
医薬品・医療機器産業	生産・製造	4,000円	サービス業	接客・販売	1,600円
化学・石油・金属・非金属産業	生産・製造	4,100円	サービス業	接客・販売	1,600円
鉄鋼・非鉄金属産業	生産・製造	4,200円	サービス業	接客・販売	1,600円
窯業・土石製品産業	生産・製造	4,300円	サービス業	接客・販売	1,600円
繊維・皮革・服飾産業	生産・製造	4,400円	サービス業	接客・販売	1,600円
食品・飲料・たばこ・油脂産業	生産・製造	4,500円	サービス業	接客・販売	1,600円
医薬品・医療機器産業	生産・製造	4,600円	サービス業	接客・販売	1,600円
化学・石油・金属・非金属産業	生産・製造	4,700円	サービス業	接客・販売	1,600円
鉄鋼・非鉄金属産業	生産・製造	4,800円	サービス業	接客・販売	1,600円
窯業・土石製品産業	生産・製造	4,900円	サービス業	接客・販売	1,600円
繊維・皮革・服飾産業	生産・製造	5,000円	サービス業	接客・販売	1,600円
食品・飲料・たばこ・油脂産業	生産・製造	5,100円	サービス業	接客・販売	1,600円
医薬品・医療機器産業	生産・製造	5,200円	サービス業	接客・販売	1,600円
化学・石油・金属・非金属産業	生産・製造	5,300円	サービス業	接客・販売	1,600円
鉄鋼・非鉄金属産業	生産・製造	5,400円	サービス業	接客・販売	1,600円
窯業・土石製品産業	生産・製造	5,500円	サービス業	接客・販売	1,600円
繊維・皮革・服飾産業	生産・製造	5,600円	サービス業	接客・販売	1,600円
食品・飲料・たばこ・油脂産業	生産・製造	5,700円	サービス業	接客・販売	1,600円
医薬品・医療機器産業	生産・製造	5,800円	サービス業	接客・販売	1,600円
化学・石油・金属・非金属産業	生産・製造	5,900円	サービス業	接客・販売	1,600円
鉄鋼・非鉄金属産業	生産・製造	6,000円	サービス業	接客・販売	1,600円
窯業・土石製品産業	生産・製造	6,100円	サービス業	接客・販売	1,600円
繊維・皮革・服飾産業	生産・製造	6,200円	サービス業	接客・販売	1,600円
食品・飲料・たばこ・油脂産業	生産・製造	6,300円	サービス業	接客・販売	1,600円
医薬品・医療機器産業	生産・製造	6,400円	サービス業	接客・販売	1,600円
化学・石油・金属・非金属産業	生産・製造	6,500円	サービス業	接客・販売	1,600円
鉄鋼・非鉄金属産業	生産・製造	6,600円	サービス業	接客・販売	1,600円
窯業・土石製品産業	生産・製造	6,700円	サービス業	接客・販売	1,600円
繊維・皮革・服飾産業	生産・製造	6,800円	サービス業	接客・販売	1,600円
食品・飲料・たばこ・油脂産業	生産・製造	6,900円	サービス業	接客・販売	1,600円
医薬品・医療機器産業	生産・製造	7,000円	サービス業	接客・販売	1,600円
化学・石油・金属・非金属産業	生産・製造	7,100円	サービス業	接客・販売	1,600円
鉄鋼・非鉄金属産業	生産・製造	7,200円	サービス業	接客・販売	1,600円
窯業・土石製品産業	生産・製造	7,300円	サービス業	接客・販売	1,600円
繊維・皮革・服飾産業	生産・製造	7,400円	サービス業	接客・販売	1,600円
食品・飲料・たばこ・油脂産業	生産・製造	7,500円	サービス業	接客・販売	1,600円
医薬品・医療機器産業	生産・製造	7,600円	サービス業	接客・販売	1,600円
化学・石油・金属・非金属産業	生産・製造	7,700円	サービス業	接客・販売	1,600円
鉄鋼・非鉄金属産業	生産・製造	7,800円	サービス業	接客・販売	1,600円
窯業・土石製品産業	生産・製造	7,900円	サービス業	接客・販売	1,600円
繊維・皮革・服飾産業	生産・製造	8,000円	サービス業	接客・販売	1,600円
食品・飲料・たばこ・油脂産業	生産・製造	8,100円	サービス業	接客・販売	1,600円
医薬品・医療機器産業	生産・製造	8,200円	サービス業	接客・販売	1,600円
化学・石油・金属・非金属産業	生産・製造	8,300円	サービス業	接客・販売	1,600円
鉄鋼・非鉄金属産業	生産・製造	8,400円	サービス業	接客・販売	1,600円
窯業・土石製品産業	生産・製造	8,500円	サービス業	接客・販売	1,600円
繊維・皮革・服飾産業	生産・製造	8,600円	サービス業	接客・販売	1,600円
食品・飲料・たばこ・油脂産業	生産・製造	8,700円	サービス業	接客・販売	1,600円
医薬品・医療機器産業	生産・製造	8,800円	サービス業	接客・販売	1,600円
化学・石油・金属・非金属産業	生産・製造	8,900円	サービス業	接客・販売	1,600円
鉄鋼・非鉄金属産業	生産・製造	9,000円	サービス業	接客・販売	1,600円
窯業・土石製品産業	生産・製造	9,100円	サービス業	接客・販売	1,600円
繊維・皮革・服飾産業	生産・製造	9,200円	サービス業	接客・販売	1,600円
食品・飲料・たばこ・油脂産業	生産・製造	9,300円	サービス業	接客・販売	1,600円
医薬品・医療機器産業	生産・製造	9,400円	サービス業	接客・販売	1,600円
化学・石油・金属・非金属産業	生産・製造	9,500円	サービス業	接客・販売	1,600円
鉄鋼・非鉄金属産業	生産・製造	9,600円	サービス業	接客・販売	1,600円
窯業・土石製品産業	生産・製造	9,700円	サービス業	接客・販売	1,600円
繊維・皮革・服飾産業	生産・製造	9,800円	サービス業	接客・販売	1,600円
食品・飲料・たばこ・油脂産業	生産・製造	9,900円	サービス業	接客・販売	1,600円
医薬品・医療機器産業	生産・製造	10,000円	サービス業	接客・販売	1,600円

詳しくは賃金引上げ特設ページでチェック!
<https://saiteichingin.mhb.go.jp/chiingin/>

群馬労働局 | 厚生労働省

事業主の皆さまへ
賃金引上げの支援策
 厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

◆センターの主な実績(件数)

	コンサルティング	セミナー開催
令和7年12月末	281件	7件
令和6年度	670件	41件

働き方改革推進支援センター
 群馬県働き方改革推進支援センター
 専門家の皆様を無料で支援いたします。

ワンストップ無料相談

群馬労働局 | 厚生労働省

- 生産性向上等を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金制度の利用を促進
- 生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を30円以上引上げた事業主に対して、設備投資等経費の一部を助成

◆業務改善助成金(申請件数)

令和7年12月末現在	324件
令和6年度	257件

(2) 最低賃金制度の適切な運営

○群馬県最低賃金(時間額1,063円、3月1日発効)の周知・広報

- FM群馬スポットCMを朝晩の通勤時間帯を中心に10月から11月、2月に32回放映
- 上毛新聞に新聞広告を10月、2月に2回掲載
- 県、市町村(36団体)及び群馬県経営者協会等の経営者団体、関係団体(122団体)を直接訪問するなどして、広報誌への掲載、本省作成及び当局作成のポスター等の広報グッズの掲示・配布依頼を実施
- 当局及び群馬県において企業向けメールマガジン、説明会等を通じた周知・広報を実施
- 記者クラブへの投げ込みによる広報を実施

▼上毛新聞広告

ちゃんとチェック!

群馬県最低賃金

時間額 **1,063円**
 令和8年3月1日発効

QRコード

厚生労働省
群馬労働局

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援

- ・ 群馬県と連携し、当局独自に改正最低賃金及び業務改善助成金及び群馬県「ぐんま賃上げ促進支援金」等の賃上げ支援策の周知に関する広報グッズ(リーフレット、ポケットティッシュ)を作成
- ・ 当局公式YouTube、Instagram、群馬県公式X等のSNSを活用した周知・広報を実施
- ・ 県内ハローワーク窓口、労働局庁舎1階、群馬県庁1階の電光掲示板においてデジタルサイネージを放映
- ・ 群馬県最低賃金額及び賃金引上げ関連へ案内するQRコードをプリントした職員用缶バッジを作成し、説明会や窓口等対応時に周知・広報を実施

△広報用ポケットティッシュ



△職員用缶バッジ

○群馬県特定(産業別)最低賃金の改正及び周知・広報

- ・ 特定最低賃金が設定されている4業種について、前年から64円引き上げ、鉄鋼業は時間額1,131円に、機械器具製造業、電気機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業は時間額1,120円に改正(1月1日発効)
- ・ 局HP掲載、プレスリリースにて周知・広報を実施
- ・ 県・市町村(36団体)及び群馬県経営者協会等の経営者団体・関係団体(122団体)を直接訪問するなどして、広報誌への掲載、当局独自に作成したポスター・リーフレット等の掲示・配布依頼を実施

地域別最低賃金	時間額
群馬県最低賃金	令和8年3月1日から 1,063円
特定最低賃金	V7以下の産種で働く方には、特定最低賃金が適用されます
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	令和8年1月1日から 1,131円
ボンプ・圧縮機類、一般産業用機械・装置、その他のはり用機械・同部分品、電機加工機械、その他の生産用機械・同部分品、自動車用機械器具、サービス用・汎用機械器具製造業	令和8年1月1日から 1,120円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具類、情報通信機械器具製造業	令和8年1月1日から 1,120円
輸送用機械器具製造業	令和8年1月1日から 1,120円

○最低賃金の履行確保

- ・ 最低賃金の履行確保上問題があると考えられる事業場や業種に対して、重点的に監督指導等を実施

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援

(3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

・パートタイム・有期雇用労働法に基づく同一労働同一賃金の徹底のため、企業への指導を実施

◆報告徴収実施件数

	報告徴収実施件数	うち助言・指導実施件数
令和7年度(12月末)	167件	134件
令和6年度	318件	296件

・監督署の集団指導および雇用環境・均等室主催説明会において、パートタイム・有期雇用労働法を周知したうえで、企業に対し同一労働同一賃金に係る自主点検を実施。



(4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

・「キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース」、「短時間労働者労働時間延長支援コース」等の活用により、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを支援

・民間金融機関が実施するビジネスマッチングフェア等に参加し、各種助成金や法制度を周知

【11/20 桐生信用金庫】

ビジネスマッチングフェアに参加し、各種助成金や法制度を周知するために、ブースを出展



◆キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)

支給事業所数	令和6年度	56件
--------	-------	-----

◆キャリアアップ助成金(正社員化コース)

支給事業所数	令和7年12月末	816件
支給事業所数	令和6年度	539件

第2 リ・スキリング、労働移動の円滑化

1 リ・スキリングによる能力向上支援

(1) 人材開発支援助成金による人材育成の推進

- 人への投資促進コース、事業展開等リスキリング支援コースについて、ハローワーク主催の就職面接会や、ビジネスマッチングフェア等企业が多く参加するイベントにて、積極的な活用勧奨を実施

◆人材開発支援助成金(人への投資促進コース)

訓練実施計画届け出実績

令和7年12月末	35件 (2,561人分)
令和6年度	62件 (3,224人分)

人への投資促進コース

企業における労働者の人材育成を強力に支援するため、国民の皆さまからのご提案をもとに、令和4～8年度の期間限定助成として「人への投資促進コース」による助成を行っています。「人への投資促進コース」には、以下の5つのメニューがあります。



都道府県労働局・ハローワーク

LL070401開企04

◆人材開発支援助成金(事業展開等リスキリング支援コース)

訓練実施計画届け出実績

令和7年12月末	277件 (2,240人分)
令和6年度	208件 (2,536人分)

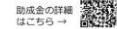
企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

新規事業展開やDX推進等の人材育成に「人材開発支援助成金」が活用できます
～「事業展開等リスキリング支援コース」のご案内～

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。「事業展開等リスキリング支援コース」では、新たな事業の立ち上げなど事業展開等に併い必要となる知識および技術を習得させるための訓練を助成の対象にしています。

支給対象

対象者 事業主：雇用保険適用事業所の事業主
労働者：雇用保険被保険者



- 訓練**
- ① 訓練時間数が10時間以上であること
 - ② OFF-JT（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
 - ③ 職務に関連した訓練で、以下のいずれかに該当する訓練であること

(2) 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

○公的職業訓練の実施状況

- デジタル分野に係る公的職業訓練の訓練コースの拡充を図り、受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援を実施

◆公共職業訓練受講率

	受講率	(うちデジタル分野受講率)
令和7年12月末	64.4%	(63.4%)
令和6年度	65.9%	(62.2%)

◆求職者支援訓練受講率

	受講率	(うちデジタル分野受講率)
令和7年12月末	75.9%	(87.3%)
令和6年度	76.7%	(83.2%)

第2 リ・スキリング、労働移動の円滑化

2 労働移動の円滑化

(1) 就職困難者を雇い入れる事業主への支援による労働移動の円滑化

○各種助成金制度

◆早期再就職支援等助成金

- ・早期雇い入れ支援コース

支給決定件数	令和7年12月末	0件
	令和6年度	4件

- ・中途採用拡大コース

支給決定件数	令和7年12月末	0件
	令和6年度	0件

◆特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

支給決定件数	令和7年12月末	5件
	令和6年度	18件

(2) キャリアコンサルティング機能の充実等

○キャリア形成・リスキリング相談コーナー

・キャリア形成・リスキリング推進事業(厚生労働省委託事業)において、常駐(前橋所)・巡回(前橋所以外の安定所)相談により、ジョブ・カード及び労働市場情報や職業・教育訓練等に関する情報を活用し、自己理解や仕事理解を深め、キャリア・プランの作成や、リスキリングに係る相談支援を実施

	利用者数	うち訓練 受講希望者
令和7年12月末	829人	715人 (86.2%)
令和6年度	1,138人	983人 (86.4%)



ジョブ・カード活用ガイド

職業経歴のある方向け

厚生労働省 令和7年度キャリア形成・リスキリング推進事業
(本事業は厚生労働省委託事業として実施し、運営します)

あなただけのキャリアを、ジョブ・カードで見つけませんか?
訓練受講希望者等の
**ジョブ・カード作成支援
キャリアコンサルティング**

利用無料 事前予約制 対面・オンライン可

訓練受講検討中の方や、仕事選びの方向性を検討したい方も!
※雇用保険受給者の方は、求職活動の実績になります。

(こんな悩みを抱えている方におすすめです)
 自分に何が得意かわからない 自己実現へのキャリアプランがわからない
 求職活動の方向性がない 今後のキャリア形成の方向性がない

(3) 地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

地方公共団体等と雇用対策協定による連携を図り、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズにあった人材育成、就職促進等の取組を一体的に推進。また、令和7年10月に新たに伊勢崎市と雇用対策協定を締結

群馬労働局と地方自治体との雇用対策協定

締結自治体等	太田市	群馬県	前橋市	高崎市	沼田市	伊勢崎市
締結年月日	平成27年5月 平成31年2月改定	平成27年6月	平成27年8月	平成28年3月	令和4年8月	令和7年10月
主な取組	女性・若者 お仕事相談パーク おおた 外国人 外国人出張行政相談 コーナー	障害者 合同企業訪問指導 若者 就職面接会 女性 合同就職面接会 外国人 外国人雇用管理セミナーの開催	若者・子育て中の女性 ジョブセンターまえばし 生活保護受給者等 前橋しごと相談コーナーの運営 労働災害の防止 市役所による周知協力	子育て中の者 子育てなんでもセンターへの巡回相談 ひとり親家庭等の者 たかさき就労支援コーナー	地域経済活性化に伴う人材の確保・育成 移住者の就職相談支援 若者 合同企業説明会 子育て中の女性等 合同就職面接会 障害のある人 障害者就労支援チームによる連携強化	産業人材の確保及び若者等への育成支援 産業人材確保と育成 子育て中の女性等 合同就職面接会 障害のある人 合同就職面接会 外国人 出張相談やセミナーの開催

第3 人材確保の支援の推進

1 人材確保の支援

(1) 人手不足対策

○ ハローワークによる求人充足サービスの充実

- ・オンラインを活用した求人受理については、群馬局内すべてのハローワークにて実施しており、令和7年11月時点での平均利用率は89.5%(全国平均84.7%)
 - ・積極的な事業所訪問等により求人者との顔の見える関係を構築するとともに、企業PRシートの作成や企業説明会等を開催。また、求人条件緩和等と併せて、求人者等へ専門家による雇用管理コンサルタントの活用について周知するなど、様々な支援を実施
- ※介護事業者からの相談については、介護労働安定センターが実施する無料相談を周知・斡旋

◆分野別有効求人倍率の状況 (注)原数値、職業別常用(パートタイム含む)

	医療	介護	保育	建設	警備	運輸
令和7年12月末	2.34	3.50	2.82	7.89	6.42	2.39
令和6年度	1.98	3.29	1.68	6.88	5.61	2.33

○ 人材確保コーナー等における人材確保支援

- ・前橋及び高崎ハローワークの人材確保対策コーナーを中心に、人材不足分野に関するセミナー、就職面談会等の実施
- ・上記のほか、各関係団体とも連携を図り、合同就職面談会等の実施
- ・局及び各ハローワーク主催による就職イベント以外では、関係団体が主催する人材確保に向けた各種支援や業界PR等の機会に積極的に参画

- ・また、医療・介護・保育分野に特化した集中的な充足対策による、各事業所への訪問支援を実施

※コーナー設置所のみではなく、全安定所にて実施

- 医療分野事業所:計27ヶ所(実施期間 6~10月)
 - 介護分野事業所:計46ヶ所(実施期間 9~12月)
 - 保育分野事業所:計11ヶ所(実施期間 12月~2月※)
- (※訪問実績は12月末時点)

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

1 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

(1) 仕事と育児・介護の両立支援

- ・改正育児・介護休業法の履行確保が図れるよう、事業場に対する指導等を実施（令和7年12月末日現在：115社中102社助言指導）
- ・両立支援等助成金活用促進のため、企業訪問による育休中等業務代替支援コースの周知や各種イベントの出展ブースにて資料の配布を実施

◆支給申請件数(令和7年12月末現在)

出生時両立支援コース	35件
介護離職防止支援コース	15件
育児休業等支援コース	76件
育休中等業務代替支援コース	6件
柔軟な働き方選択制度等支援コース	4件
不妊治療及び女性の健康課題対応コース	1件

※事業所内保育施設コースについては申請件数0件

(2) 次世代育成支援対策の推進

- ・行動計画終期が近い事業主に対し、次期行動計画の策定・届出を文書等により勧奨(毎月)
- ・改正により、常時雇用する労働者101人以上の企業に義務化された①育児休業等の取得状況、②労働時間の状況に係る数値目標の設定を徹底するため、企業への指導を実施

◆一般事業主行動計画策定届出済み企業数(令和7年12月末現在)

	行動計画策定届出企業数	届出率
常用労働者数301人以上	232社	95.9%
常用労働者数101人以上300人以下	513社	97.2%

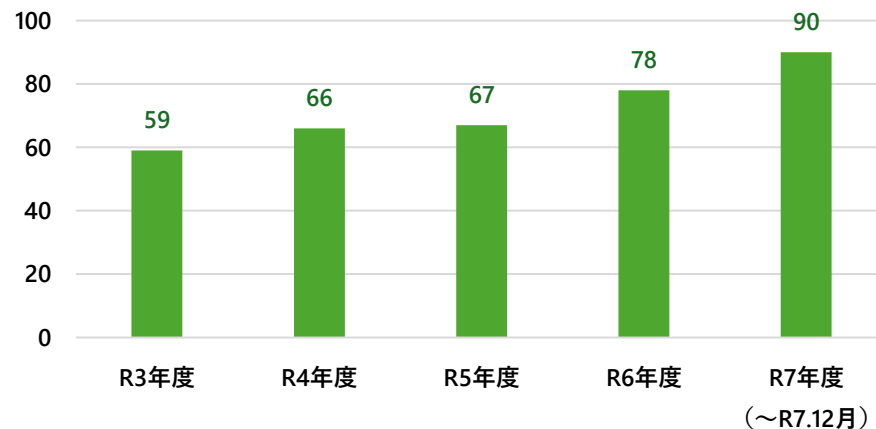
◆くるみん認定企業数(令和7年12月末現在)

くるみん認定	90社	(うち、くるみんプラス認定 2社)
プラチナくるみん認定	11社	(うち、プラチナくるみんプラス認定 3社)

・くるみん認定マーク



くるみん認定企業数



・不妊治療と仕事の両立支援

次期行動計画に不妊治療と仕事の両立に配慮した措置の実施を検討するよう資料等を送付し勧奨(毎月)

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

- (3) 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
 ・ワーク・ライフ・バランスに資する勤務間インターバル制度の導入促進に当たり、働き方・休み方改善コンサルタントが専門的な助言・指導を実施

	助言・指導	説明会周知
令和7年12月末	59件	15回
令和6年度	102件	27回

- ・「年次有給休暇取得促進期間」(10月)に、年次有給休暇の取得促進に向けて、9月19日に県内市町村、各商工会議所、各団体及びショッピングモールへ送付し、9月25日に局内各課室及び公共職業安定所へポスターとパンフレット及び広報文例を送付して集中的な広報を実施



2 フリーランスの就業環境の整備

- (1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

- ・法違反に関する申出があった場合には、速やかに申出内容を聴取し、調査、是正指導等を実施し、委託事業者等との取引上のトラブルについての相談があった場合には、「フリーランス・トラブル110番」を紹介

	相談	助言	指導
令和7年12月末	23件	14件	1件

知っていますか？
 フリーランスの取引に関する新しい法律「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2024年11月1日に施行されました。

法律の目的
 この法律は、フリーランスの方が安心して働ける職場を整備するため、
 ①フリーランスの方と企業などの発注事業者との間の取引の適正化 と
 ②フリーランスの方の就業環境の整備
 を目的としています。

法律の適用対象
 発注事業者からフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引)

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「報酬を相手先に支払っている」方も含まれる場合があります。これらの方はこの法律に適用される「フリーランス」にはあたりません。

3 女性活躍推進に向けた取組促進等

- (1) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

○前橋、高崎、太田の各ハローワークのマザーズコーナーにおいて、職業相談、セミナー等の各種就職支援サービスのオンライン化対応等、求職者のニーズに応じたきめ細やかな就職支援を実施

- ◆「マザーズコーナー」における重点支援対象者の支援状況

	支援対象者数	就職件数	就職率
令和7年12月末	479人	473件	98.7%
令和6年度	683人	673件	98.5%

○地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携したアウトリーチ型の支援を推進(9月12日太田所面接会でのぐんま・ほほえみネット出張相談)



第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

3 女性活躍推進に向けた取組促進等

○公式キャラクター「ハロまる」を活用した、子供版職業適性検査を実施し、ハローワークの周知、利用者数の増加を目的としたイベントを開催



・就職意欲が高い子育て中の求職者を対象とした「子育て支援就職面接会」等を2月に県内全てのハローワークにおいて開催

(2) 法の履行確保及び女性活躍推進に向けた取組促進等

- ・常用労働者101人以上の事業主のうち、女性の活躍推進企業データベースでの情報の公表が1年以上更新されていない事業主を把握し、最新の数値に更新するよう督促(毎月)
- ・事業場訪問等で新たに情報公表義務がある旨を把握した事業主に対し、女性の活躍推進企業データベースでの情報公表を行うよう勧奨

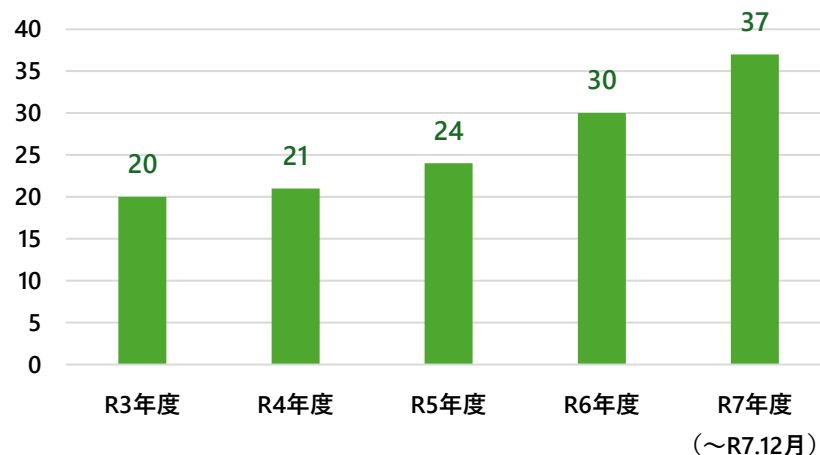
◆一般事業主行動計画策定届出済み企業数(令和7年12月末現在)

	行動計画策定届出企業数	届出率
常用労働者数301人以上	239社	98.8%
常用労働者数101人以上300人以下	515社	97.5%

◆えるぼし認定企業数(令和7年12月末現在)

えるぼし認定	37社	(3段階目 30社、2段階目 7社)
プラチナえるぼし認定	1社	

えるぼし認定企業数



・認定マーク



第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

4 総合的なハラスメントの防止等

(1) 職場におけるハラスメント防止に関する措置義務の履行確保

- ・職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し是正・指導を実施



(2) カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進

- ・地方版政労使会議において、「カスタマーハラスメント対策」の取組をテーマに情報共有・意見交換を行った(令和8年1月30日開催)。
- ・改正労働施策総合推進法(カスタマーハラスメント対策)及び改正男女雇用機会均等法(求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策)の周知・徹底を図るため、説明会を開催(令和8年1月～3月 計3回 700社対象)
- ・改正法の効率的な周知のため、ラジオCMを活用(令和8年3月中、計13回)
- ・「職場のハラスメント撲滅月間」(12月)にポスター配布等により周知を実施



◆ハラスメント関係相談件数

	セクシュアルハラスメント	※ 妊娠・出産、育児休業等 ハラスメント	パワーハラスメント
令和7年12月末	87件	262件	1,207件
令和6年度	137件	262件	1,304件

※妊娠・出産、育児休業等に 関する不利益取扱いを含む

◆ハラスメント関係助言・指導件数

	セクシュアルハラスメント	妊娠・出産、育児休業等 ハラスメント	パワーハラスメント
令和7年12月末	35件	113件	118件
令和6年度	13件	45件	36件

(3) 早期の紛争解決に向けた体制整備

- ・あらゆる労働問題に関する相談について、総合労働相談コーナーにおいてワンストップで対応
- ・労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん等により解決を支援

◆個別労働紛争相談内容別件数

	相談延べ件数(うち「いじめ・嫌がらせ」相談件数)
令和7年12月末(暫定値)	4,474件(700件)
令和6年度	6,159件(1,130件)

◆助言・指導件数

	申請件数
令和7年12月末(暫定値)	102件
令和6年度	142件



◆あっせん件数

	件数
令和7年12月末(申請件数)	28件
令和6年度(申請件数)	58件
紛争当事者双方のあっせん参加件数/処理終了 件数(R7.12月末)	20件/38件 (52.6%)
あっせん開催による合意成立件数/紛争当事者双方の あっせん参加件数(R7.12月末)	9件/20件 (45.0%)

※処理終了件数には前年度からの繰り越し事案を含む。

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

5 多様な人材の活躍推進

(1) 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

○70歳までの就業機会確保

◆「高齢者雇用状況報告」の集計結果(21人以上規模企業)

	70歳までの就業確保措置実施企業	内訳			
		定年廃止	定年の引上げ	継続雇用制度の導入	創業支援措置等の導入
令和7年	35.7%	4.3%	3.1%	28.2%	0.1%
令和6年	34.0%	4.4%	2.9%	26.6%	0.1%

※本集計では小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが合計と合致しない場合がある

○高齢者の多様なニーズに対応するため、全ハローワークで高齢者への就労支援を実施

・前橋・高崎・桐生・伊勢崎・太田・館林・渋川のハローワークでは、高齢者専門の「生涯現役支援窓口」でチームによる就労支援等を実施

◆「生涯現役支援窓口」における65歳以上支援状況

	就職件数	就職率
令和7年12月末	975件	93.2%
令和6年度	995件	88.9%

(2) 障害者の就労支援

・ハローワークを中心として、障害者就業・生活支援センターをはじめ地域の関係機関と連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫した求職者及び未達成企業等に対するチーム支援等の就労促進により、令和7年の障害者実雇用率は2.35%(法定雇用率2.5%、全国平均2.41%)

・達成企業割合は54.3%と企業の過半数に上り、全国平均(46.0%)と比べると高い状況

◆令和7年障害者雇用状況報告(各年6月1日時点)

	実雇用率	達成企業割合
令和7年	2.35%	54.3%
令和6年	2.35%	53.2%

・障害者の雇用促進については、就職面接会・事業所相談会を各ハローワークが開催している

◆ハローワークにおける障害者の就職件数

令和7年12月末	1,258件
令和6年度	1,774件

(3) 生活困窮者等への就労支援

○一体的実施施設(生保型)

・前橋市・高崎市の市役所庁舎内に設置したハローワーク常設窓口において、地方公共団体と一体的に就労支援を実施

◆常設窓口における支援対象者の実績

《前橋市》	支援対象者数	就職者数	就職率
令和7年12月末	107人	67人	62.6%
令和6年度	137人	95人	69.3%
《高崎市》	支援対象者数	就職者数	就職率
令和7年12月末	103人	69人	67.0%
令和6年度	151人	135人	89.4%

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

5 多様な人材の活躍推進

(4) 就職氷河期世代を含む中高年齢層へ向けた就労支援

○「ぐんま中高年世代活躍応援プロジェクト」

「ぐんま就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」から名称を改め、就職氷河期世代を含む中高年世代を対象を拡大。引き続き安定就労の実現と活躍の場を広げるための支援に官民が協働して取り組んでいる

○前橋・高崎・太田・沼田のハローワークにミドルシニア専門窓口を設置し、担当者チーム制による一貫した伴走型支援を実施

就職氷河期世代専門窓口等における就職実績

◆ 令和2年度から令和6年度までの正社員就職件数（年間1,500人以上を目標）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
正社員就職件数	2,790	3,259	3,348	3,226	3,113	15,736

◆ 令和7年度12月末までの正社員就職件数（年間3,325人を目標）

	令和7年度12月末
正社員就職件数	2,554

○中高年世代活躍応援プロジェクト委託事業として、群馬住みます芸人「アンカンミンカン」富所哲平氏を起用した中高年世代支援PR動画を作成し、YouTubeを活用して専門窓口設置ハローワークや支援メニューを周知



!!第1弾!!【アンカンミンカン富所さん出演!】ハローワークぐんまミドルシニア応援YouTube

○11月に太田で就職氷河期世代を中心とした合同企業説明会を実施

- ◆参加事業所 25事業所
- ◆参加者数 58名



(5) 新卒応援ハローワーク等における困難な課題を抱える新規学卒者等への支援

○新規学卒者等について、就職支援ナビゲーターを中心に、各種セミナーや模擬面接指導等のきめ細やかな担当制による就職支援を実施

◆大学新卒者の就職内定率

	求職者数	内定者数	就職内定率
令和7年12月末	5,409	3,972	73.4%
令和6年度	4,972	4,765	95.8%

◆高校新卒者の求人・求職・就職内定率

	求人数	求職者数	内定者数	就職内定率
令和7年12月末	9,186	2,188	2,029	92.7%
令和6年度	9,169	2,197	2,175	99.0%

○県や民間金融機関が実施するビジネスマッチングフェアに参加。見学に来場した学生に、ハローワークのグッズを配布し利用促進を行うとともに、フェア内の学生ツアーでセミナーやキャリアインサイトを実施。職業理解や企業理解の促進を行った



6 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制

○ 11月に過重労働解消キャンペーンを実施

◆ 使用者団体、労働組合、防災団体、社会保険労務士会に対し、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する協力要請を実施



◆ 長時間労働が疑われる事業場に対する重点的な監督指導の実施

◆ 全国一斉の無料電話相談及び過重労働相談の実施

◆ 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換

訪問企業：(株)ベイシア
取組内容：セルフレジ導入やアプリ導入による業務効率化



◆ 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催
遺族の体験談、企業の取組事例の紹介、基調講演等を実施
(約100名が参加)



◆ 中小企業及び適用開始業務等に対する労働時間等説明会の実施

	回数	※令和7年度(12月末時点)
説明会	21回	

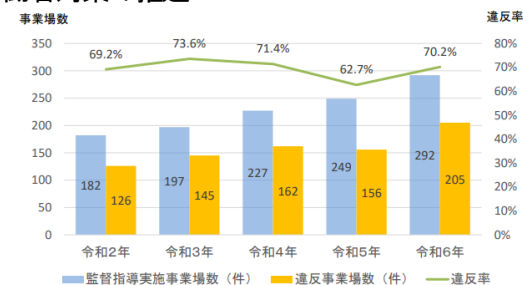
◆ 監督署に設置された「労働時間相談・支援班」による支援(発着荷主等に対する要請を含む。)の実施

	件数	※令和7年度(12月末時点)
要請件数	463件	

(2) 労働条件の確保・改善対策

◆ 技能実習生を含めた外国人労働者対策の推進

- 労働基準関係法令違反の疑いがある外国人技能実習生の実習実施先の事業場に対する監督指導を実施
- 出入国在留管理機関及び外国人技能実習機構との相互通報制度を確実に運用



◆ 自動車運転者対策の推進

- 労働条件確保上に問題があると考えられるトラック運転者を使用する事業場に対する監督指導を実施
- 地方運輸機関との相互通報制度の確実な運用

◆ 建設工事の発注者向け協力依頼の実施
群馬労働局と関東地方整備局が合同で、建設工事の発注者に対し、長時間労働の改善、賃上げ、労働災害防止について、協力依頼を実施

建設工事の発注者向け協力依頼

群馬労働局と関東地方整備局が合同で実施
(令和7年11月28日 群馬労働局プレスリリース)

趣旨・目的
建設業の労働時間は減少しているが、なお高水準であり全産業に比べるべきでない状況。建設業では就業者の高齢化も進み、将来の雇い入れ確保が困難。建設業で働く方の働き方改善と処遇改善には、発注者の積極的な理解・ご協力が不可欠。

協力依頼事項

- 長時間労働の改善
「工期に関する基準」に基づき、週休2日を確保し、発注者及び関係請負人が上乗せ対策を講ずるような適切な工事の発注。
- 賃上げ
令和8年3月1日から群馬県最低賃金は1,063円に改定されるが、建設業の発注者の雇い入れ確保には、建設労働者の処遇改善に向けた必要な賃上げが必要。建設業法の改正趣旨を踏まえ、適正な賃付代金の設定及び発注者側における適正な価格設定を要請。
- 労働災害防止
労働安全衛生法や「工期に関する基準」を踏まえ、安全衛生経費として必要な金額を請負代金に設定・適切に支払。

群馬労働局 関東地方整備局

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

6 安全で健康に働くことができる環境づくり

(3) 労働災害を防止し、労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

○労働災害防止に向けた取組

◆労働災害発生状況(群馬県内・速報値)

	令和7年 1月～12月	令和6年 1月～12月	前年同期比
死傷者数	2,326人	2,473人	5.9%減少
死亡者数	16人	16人	同数

◆第14次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画について、リーフレットを配布・説明し、自発的な取組に向けた周知啓発を実施するとともに、事業場にアウトプット指標自主点検を依頼(令和7年9月～令和8年1月)

◆1～3月を「冬季転倒災害防止重点取組期間」と位置付け、「冬こそSTOP! 転倒災害」のキャッチフレーズのもとで、周知・啓発を実施(12月26日プレスリリース。労働災害防止関係団体(9団体)に会員への周知を依頼)

◆高齢労働者の労働災害防止に向けた職場環境の実現に向けて、エイジフレンドリーガイドラインや同補助金の周知を実施

◆業種別(陸上貨物運送事業、建設業、製造業)の労働災害防止対策の推進



・年末の労働災害防止の徹底を図るため、建設現場に対して北関東一斉建設現場監督指導を実施(12月)

・休業4日以上[※]の死傷災害が前年同期に対して減少している一方、死亡災害が9月から11月にかけて多発したため、局独自のチラシを作成して「年末年始における労働災害防止に向けた注意喚起について(お願い)」を要請(12月3日、67団体)

事業主の皆様へ 群馬労働局

死亡災害が多発しています

令和7年の群馬県下の労働災害の発生件数は、11月26日現在の速報値において、休業4日以上[※]の死傷者数は2,046件で、前年同期比と比較すると113件減少(5.2%)しているものの、死亡者数はすでに13件発生しており、前年同期比の16件に近づく勢いが認められています。
年末年始のこの時期は特に慌ただしい時期であり、労働災害の発生リスクの高まる時期でもあります。
事業主の皆様におかれましては、この1年を無災害で締めくくり、来るべき新年を明るくものとするため、今一度、基本に立ち返えるとともに労働災害防止に向けた取り組みをお願いいたします。

・行動災害防止が主要課題となっている小売業及び社会福祉施設に係る「+Safe協議会」を継続開催(社会福祉施設12月・小売業1月)

・行動災害防止対策、リスクアセスメント、職業性疾病予防対策などの関連施策に対する意見の収集のため、安全衛生労使専門家会議の構成員による事業場視察を実施(1月30日)

○健康障害防止対策の推進

◆全国労働衛生週間に労働衛生の取組に積極的な事業場を対象として労働局長による事業場巡視を実施(10月3日)



※局長による「歩行姿勢測定」の体験



※局長による「野菜摂取量の見える化」の体験

◆長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、医師による面接指導やストレスチェック制度などのメンタルヘルス対策の実施について、事業場に対する指導を実施

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

6 安全で健康に働くことができる環境づくり

- ◆治療と仕事の両立支援の取組を促進するため、群馬産業保健総合支援センターと連携し、群馬県両立支援推進チーム会議を開催し、情報共有を図るとともに、制度活用促進に向けた意見交換を実施(12月17日)
- ◆関係者の資質向上のため、群馬職域メンタルヘルス交流会(11月6日)、群馬衛生管理者協議会(12月10日)において、最新の行政情報について説明を行うとともに、参加者相互の情報交換等を実施
- ◆群馬県の建設部局・環境部局、及び監督署が合同で石綿障害予防規則の遵守状況の確認等の建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールを実施
- ◆自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、「化学物質管理強調月間」を実施(2月)

あなたの職場にいますか？
化学物質管理者

換気をせずにトイレ清掃中に洗剤を使ってフッ化水素中毒に

施設の清掃中に尿液のままに取り用洗剤を使って呼吸困難に

放射線が散布作業中に不十分な保護具で体に着し有機リン中毒に

美容院で毛染めの薬を手で使って皮膚にかぶれ

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方
2月 は**化学物質管理強調月間**

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

※分からない場合は、解説やリンク先の情報等を参照して確認をお願いします。

①事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント(RA)対象物であることを把握していますか。	<input type="checkbox"/>
解説 ○化学物質を化学的に合成するほか、混合・濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含有製品化を行うことも「製造」に該当します。 ○職場で発生した、令和6年4月1日施行のRA対象物は「うちのリストを」ご確認ください。 ○令和6年4月1日以前に150物質が追加される予定です。追加物質については、「うちのリスト」をご確認ください。	
②化学物質管理者を選任していますか。	<input type="checkbox"/>
解説 ○RA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。 ○化学物質管理者の選任については、以下のQAのNo.211～2110をご確認ください。 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A	
③RAを実施していますか。	<input type="checkbox"/>
解説 ○リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じおそれる程度を見極め、リスクの低減対策を検討することです。 ○現在事業場では、RAの導入を進捗するための選別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の口をVをつけてください。 「選別マニュアル」は、令和6年4月1日施行のRA対象物に関するリスク管理マニュアル(※) Q11がリスクアセスメントを行わなければならないのか。 Q12がリスクアセスメントはどのような手順で実施するものか。	
④RAの結果に基づきリスク低減措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
解説 ○法令に課せざるべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。 ○このマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の口をVをつけてください。 (※) Q11がリスクアセスメントの実施後、リスク低減措置が実施されているか。 Q12がリスクを低減するためにどのような措置を講ずるべきか。	
⑤安全データシート(SDS)とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
解説 ○化学物質を取り扱う労働者が所持SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。 (※) Q15に入りましたSDSを労働者に周知しなければならないか。 Q19-2がSDSの見出しを労働者に周知する義務はあるか。	
⑥(保護具を使用している場合)保護具着用管理責任者を選任していますか。	<input type="checkbox"/>
解説 ○保護具着用管理責任者を選任については、以下のQAのNo.211～212をご確認ください。 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A	
⑦(化学物質の搬送・提供を行っている場合)ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
解説 ○化学物質を搬送又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。 (※) Q13 SDSはいつ交付しなければならないのか。 Q13-2がホームページでSDSを閲覧しても良いか。	

必ずホームページで必要な対応をチェック!
QRコード
https://chemguide.mhlw.go.jp/

○労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の周知

◆各種説明会等において、労働安全衛生法及び作業環境測定法の改正を周知

事業主・労働災害防止団体の皆さま

労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び職務の主体として位置づけ、注文者や個人事業者等自身が課すべき各種措置を定めました。

(1)注文者等の配慮 R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2)混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために課すべき必要な指導や業務調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者を含む作業従事者に拡大されました。
また、法令で定められた機械等または建築物を他の事業者と混在する者が災害防止のために課すべき措置について、個人事業者等に課する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3)業務上災害報告制度の創設 R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。
報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととされています。

(4)個人事業者等自身の義務付け R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同じ場所で作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主点検の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

関連情報は、特設サイトへ
労働安全衛生関係法令の改正により、令和6年4月から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務づけられています。



6 安全で健康に働くことができる環境づくり【基準部】

(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

① 労災保険給付の請求に対し、迅速・適正な事務処理を実施

・労災保険給付の概要(全給付)

	給付件数	新規受給者
令和7年度 (11月末現在)	58,863件	8,567人
令和6年度	89,811件	13,201人
令和5年度	89,728件	13,279人



② 過労死等事案について、認定基準に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進

・長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化した脳・心臓疾患の労災認定基準について広く周知を図るとともに、認定基準等に基づく迅速かつ的確な事務処理を推進

・業務による心理的負荷評価表を明確化する等、令和5年9月に改正した心理的負荷による精神障害の認定基準について引き続き周知を図るとともに、認定基準等に基づく迅速かつ的確な事務処理を推進

③ 労災保険の窓口業務について、相談者等への丁寧な説明や請求人への処理状況の連絡等を確実に実施

④ 脳・心臓疾患の請求・認定状況

	請求件数	支給決定件数
令和7年度 (12月末現在)	6件	0件
令和6年度	13件	2件
令和5年度	12件	7件

脳・心臓疾患の労災認定基準 改正に関する4つのポイント

- 1 長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化しました
- 2 長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因を見直しました
- 3 短期間の過重業務、異常な出来事と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化しました
- 4 対象疾病に「重篤な心不全」を新たに追加しました

※脳・心臓疾患に係る請求については、長時間労働があったとするものが依然としてあるが、請求件数は、令和7年度はやや減少

⑤ 精神障害事案の請求・認定状況

	請求件数	支給決定件数
令和7年度 (12月末現在)	31件	1件
令和6年度	46件	9件
令和5年度	40件	11件

心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改正概要

【改正のポイント】

- 業務による心理的負荷評価表の見直し
 - ◆具体的出来事(追加、類似性の高い具体的出来事の統合等)
 - 追加 「顧客や取引先、施設利用者等から差別的な言動を受けた」(いわゆるカスタマー・ハラメント)
 - 追加 「感染症等の病気や事件の危険性が高い業務に従事した」
- 精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲を見直し
 - ▶(改正後) 悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したときは、悪化した部分について業務起因性を認める
- 医学意見の収集方法を効率化

▶評価表の明確化等により、より適切な認定、審査の迅速化、請求の容易化を図る

※精神障害に係る請求については、対人関係により障害請求を発病したと主張するものが多く、請求件数は、令和7年度は令和6年度と同水準